

# 委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）**

**第7条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### **（本業務の特記仕様事項）**

**第8条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における特記仕様事項を記載）

# 委託業務特記仕様書

## 騒音振動調査

本業務は、宮川内谷川河川工事において、特定建設作業の実施に伴い発生する騒音及び振動が、規制基準値以下であるかを測定・通知するとともに、周辺環境及び人や構造物等への影響が生じた場合、その要因解析に必要なデータを取りまとめることを目的とする。

対象工事 : R 7 吉土 宮川内谷川 上板・西分 河川工事 (2)  
特定建設作業 : 鋼矢板工事

### 1. 調査の内容

騒音振動調査の内容は表 1-1 に示す。

表 1-1 調査の内容

項目	工種	地点	測定時間
騒音振動調査	施工中 (鋼矢板打設時)	2箇所×1回 (④, ③)	8:00~17:00 (施工中連続測定)

備考) 1. 施行中の調査時期は、鋼矢板打設開始後、対象地点④-③の延長に近づいた時に実施する。

### 2. 調査地点

調査地点は騒音振動調査地点位置図に示す。

### 3. 調査方法

#### (1) 騒音調査

測定は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(S43年)厚生省、建設省告示第1号」及び「JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定方法」に準拠する。

##### ① 使用機器

騒音測定の使用機器は、計量法第71条の条件に合格した騒音計及びJIS C 1512の規格に合格したレベルレコーダを使用する。

使用及び騒音測定機器の結線状況は、表3-1及び図3-1に示す。

##### ② マイクロホン

向きは道路方向（防風スクリーン装着）とし、地上から1.2m～1.5m高さとする。

##### ③ 騒音計の周波数特性及び動特性

騒音計の周波数補正回路はA特性とし、動特性はFAST（速）とする。

サンプリング周期は1secとする。

表3-1 騒音調査使用機器

機種	型式	主な仕様
積分型普通騒音計	リオン社製 NL-42	JIS C 1502に準拠
レベルレコーダ	リオン社製 LR-20A	JIS C 1512に準拠

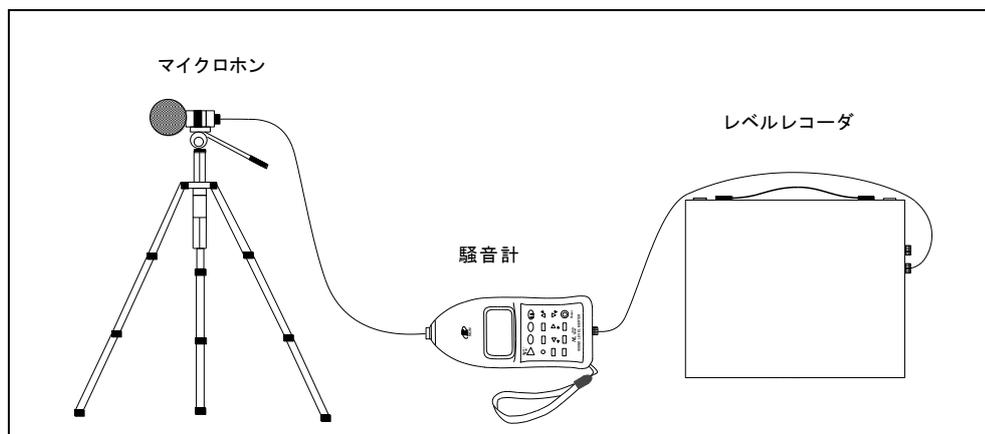


図3-1 騒音測定機器結線状況

##### ④ 調査項目

建設作業騒音 時間率騒音レベル(LA5、LA10、LA50、LA90、LA95)、  
等価騒音レベル(LAeq)、騒音レベルピーク値(LAmax、LAmin)

##### ⑤ 調査時期

測定時間は、工事時間帯(8:00～17:00)とする。

施行中の調査時期は、鋼矢板打設開始後、対象地点④-③の延長に近づいた時に実施する。

## (2) 振動調査

測定は、「振動規制法施行規則(S51年、総令58号)第12条別表第2」に準拠する。

### ① 使用機器

振動測定の使用機器は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計及びJIS C 1512の規格に合格したレベルレコーダを使用する。

使用及び振動測定機器の結線状況は、表3-2及び図3-2に示す。

### ② ピックアップ

ピックアップ：凹凸のない水平な堅い地盤上に設置する。

### ③ 振動感覚補正回路の使い方

振動レベルの測定は、鉛直(Z)方向について鉛直振動特性を用いて行う。また、レベルレコーダ動特はVLとする。

### ④ レベルレコーダのレンジ、紙送り速度

レベルレコーダのレンジは50dB、紙送り速度は1mm/secとする。

表 3-2 振動調査使用機器

機種	型式	主な仕様
振動レベル計	VM-53A	JIS C 1510に準拠
レベルレコーダ	リオン社製 LR-20A、LR-04	JIS C 1512に準拠

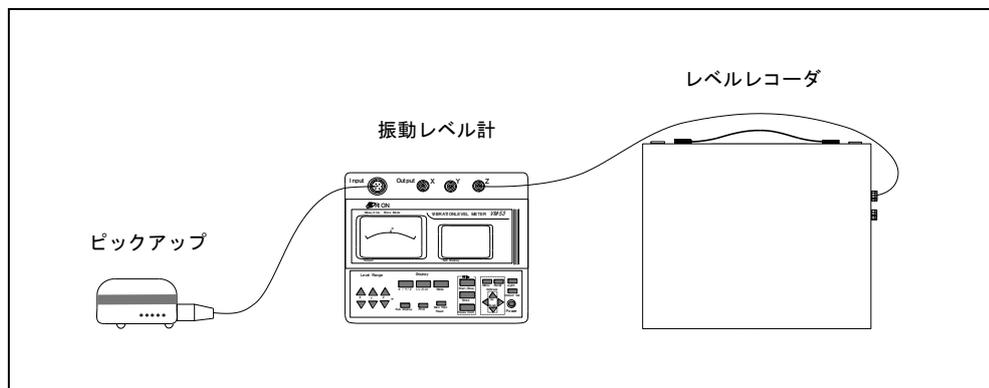


図 3-2 振動調査機器結線状況

### ④ 調査項目

建設作業振動 時間率振動レベル(L10、L50、L90、L5)、  
等価振動レベル(LAeq)、振動レベルピーク値(Lmax、Lmin)

### ⑤ 調査時期

測定時間は、工事時間帯(8:00~17:00)とする。

施行中の調査時期は、鋼矢板打設開始後、対象地点④-③の延長に近づいた時に実施する。

#### 4. 結果整理とりまとめ

騒音レベル及び振動レベルについては、整理・解析を行い、表3-3に示すような測定結果一覧表を作成し、関係法令との比較を行う。また、敷地境界と背後地の結果を基に減衰を把握する。

調査中の監視方法として、工事騒音が規制基準（85dB以下）又は工事振動が規制基準（75dB以下）に近づいた場合は即座に現場代理人等に報告し、人家等への影響を未然に防止する。

項目	騒音	振動
指定地域	その他の区域	未指定
規制基準値	85dB 以下	75dB 以下

表 3-3 測定結果一覧表

時間帯	観測時間	騒音実測時間区分		等価騒音レベル (dB)	時間率騒音レベル (dB)					最大値 (dB) (LAmax)	最小値 (dB) (LAmin)	工事状況	
		開始時刻	終了時刻		LAeq	LA5	LA10	LA50	LA90				LA95
工事中	8~9	8:00	8:10										
		8:10	8:20										
		8:20	8:30										
		8:30	8:40										
		8:40	8:50										
		8:50	9:00										
	9~10	9:00	9:10										
		9:10	9:20										
		9:20	9:30										
		9:30	9:40										
		9:40	9:50										
		9:50	10:00										
	10~11	10:00	10:10										
		10:10	10:20										
		10:20	10:30										
		10:30	10:40										
		10:40	10:50										
		10:50	11:00										
	11~12	11:00	11:10										
		11:10	11:20										
11:20		11:30											
11:30		11:40											
11:40		11:50											
	11:50	12:00											
工事休止	12:00	12:10											
	12:10	12:20											
	12:20	12:30											
	12:30	12:40											
	12:40	12:50											
	12:50	13:00											
工事中	13~14	13:00	13:10										
		13:10	13:20										
		13:20	13:30										
		13:30	13:40										
		13:40	13:50										
		13:50	14:00										
	14~15	14:00	14:10										
		14:10	14:20										
		14:20	14:30										
		14:30	14:40										
		14:40	14:50										
		14:50	15:00										
	15~16	15:00	15:10										
		15:10	15:20										
		15:20	15:30										
		15:30	15:40										
		15:40	15:50										
		15:50	16:00										
	16~17	16:00	16:10										
		16:10	16:20										
16:20		16:30											
16:30		16:40											
16:40		16:50											
	16:50	17:00											
工事中	平均値											備考 騒音の規制基準:85dBを 超えないこと	
	最大値												
	最小値												

備考) 1.平均値は、算術平均値により求めた。

2.LA5(90%レンジの上端値)、LA10(80%レンジの上端値)、LA50(中央値)、LA90(80%レンジの下端値)、LA95(90%レンジの下端値)

3.測定レベル範囲: A特性 28~130dB